

**○上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程教科・領域教育  
専攻芸術系教育実践コース（音楽）における特定の課題の内  
容等に係る申合せ**

（平成28年7月20日学長裁定）

（趣旨）

- 1 大学院学校教育研究科修士課程教科・領域教育専攻芸術系教育実践コース（音楽）（以下「芸術系教育実践コース（音楽）」という。）に係る上越教育大学学位論文等取扱細則（平成16年細則第19号）第3条及び第7条に規定する特定の課題の内容及び審査基準については、この申合せによるものとする。

（修士論文の代替）

- 2 芸術系教育実践コース（音楽）においては、演奏又は作品制作を学位論文に代えることができる。ただし、いずれの場合においても、当該演奏又は作品に係る報告書の提出を義務付けるものとする。

（演奏）

- 3 演奏については、修士の学位を授与される者としての技量を確認するため、修了年度の学位論文提出期限までに公開リサイタルにおける30分程度の器楽又は声楽による発表を課すものとする。

（作曲）

- 4 作曲については、修士の学位を授与される者としての熟達度を確認するため、修了年度の学位論文提出期限までに30分を超える規模の器楽作品又は声楽作品を完成し提出することを課すものとする。

（審査）

- 5 審査は、芸術系教育実践コース（音楽）所属教員の中から選出された主査1人、副査2人で構成する特定の課題審査委員会が行い、合否を判定する。

（記録・保管）

- 6 記録・保管は、演奏（公開リサイタル）については一般的な設備で再生が可能な映像音声記録方式による媒体（BD-R、DVD-Rなどをいう。）に、作曲については長期保存に耐える紙媒体にそれぞれ記録し、芸術系教育実践コース（音楽）において保管する。

**附 記（平成28年7月20日）**

この申合せは、平成28年7月20日から実施する。